

令和5年度

# ユニバーサルデザイン住宅新築補助金

帯広市が定めるユニバーサルデザイン基準に適合する住宅を建設する方へ補助します。

## 1. 補助の内容

対象住宅の新築工事に対し、20万円を補助します。

## 2. 募集件数、募集期間

募集件数 新築・増改築・改造合わせて 30件

募集期間 令和5年4月3日（月）～ 予算枠に達するまで

※先着順に申請を受け付けます。

## 3. 申し込み方法

受付窓口 市役所6階 建築開発課

受付時間 8：45～17：30（土・日・祝日の受付は行いません）

※申し込み前に、図面持参の上、建築開発課窓口で事前相談をしてください。

## 4. 対象者・対象住宅

### （1）対象者

- ① 市区町村民税を滞納していない方（納税状況により対象となる場合があります。）
- ② 所得<sup>※1</sup>を基に計算した規定金額<sup>※2</sup>の世帯総額が550万円以下（確認できる最新のものの）
- ③ 暴力団員でない方
- ④ 過去にユニバーサルデザイン住宅建設資金貸付及び補助を受けたことがない方

※1 所得とは、会社員などの場合は、給与収入から給与所得控除を差し引いた金額となります。

※2 規定金額とは、所得に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれている場合に、給与所得の金額又は公的年金等所得の合計額から10万円を限度に控除した額となります。

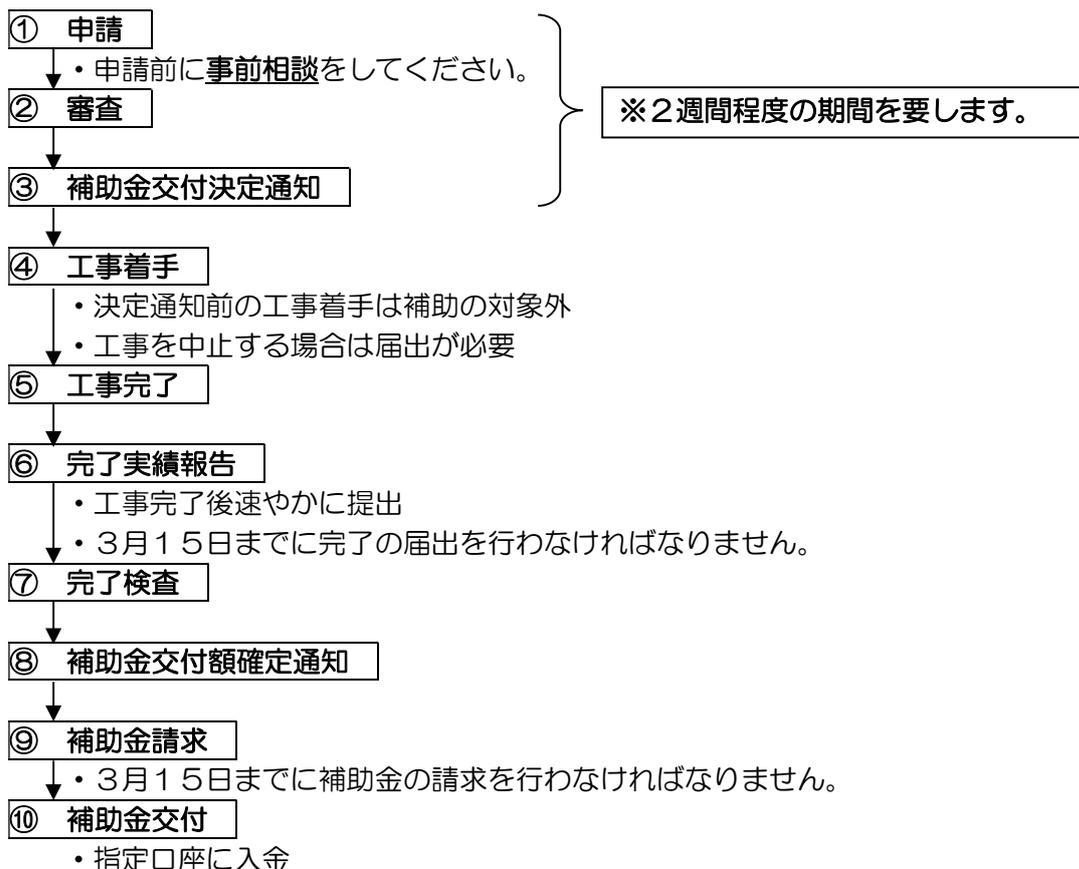
### （2）対象住宅

- ① 帯広市内にユニバーサルデザイン設計指針に基づき新築する住宅（併用住宅<sup>※</sup>を含む。）
  - ② 原則として国等から他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと
- ※その一部を人の居住の用に供する家屋であって、その床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら自己の居住の用に供されるもの

## 5. 工事施工者

建設業法による許可を受け建設工事を請け負う、市内に事務所・営業所等を有する事業者  
※当該改修の全てを他に委託することはできません。

## 6. 申請から補助金受取りまで



## 7. 申請に必要な書類

- ① 申請書（様式第1号）
- ② 住民票（世帯全員分）※
- ③ 所得証明書（世帯全員分）※
- ④ 市区町村民税の滞納がないことを証する書類※
- ⑤ 住宅の図面（案内図、配置図、平面図、立面図）
- ⑥ 工事請負契約書（コピーの提出可）
- ⑦ 補助状況調査票（他の補助制度を利用する場合のみ提出）
- ⑧ 誓約書（様式第2号、暴力団排除に係る誓約）
- ⑨ チェックリスト（基準を満たしているか図面及びチェックリストで確認します）

※ ②～④は、①申請書で個人情報取得について同意した帯広市在住の方は添付不要。ただし、前年の1月1日以後転入された場合は③、④の書類添付が必要。

## 8. 完了実績報告に必要な書類

- ① 工事完了実績報告書（様式第4号）
- ② 検査済証（都市計画区域外の場合は竣工写真）

## 9. 補助金の交付を中止する場合

補助金交付中止届（様式第5号）を提出してください。